

答 22. 8%とは旧指標による数字であり、厚生労働省保険局調査課の公表資料によると、都道府県別市町村別の新指標による数量別の後発医薬品割合は、平成26年3月末の全国ベースで51.2%、奈良県が53%、本市が52%となっている。厚生労働大臣から後発医薬品の使用割合60%を29年度の目標としていたのを25年度にほぼ50%になったことから28年度に前倒しとし、32年度までに80%以上とするという目標を明らかにしている。国としては後発医薬品の使用促進のための環境整備として処方箋様式の変更など様々な取り組みをしている。

一般質問
宇佐美孝二
(檀原未来)

マイナンバー制度実施

問 制度の概要とメリットは。
答 マイナンバーとは国民一人ひとりに割り当てられる12桁の番号である。社会保障・

税・災害対策の分野で個人情報報を適切かつ効率的に管理するために活用されるものである。具体的には、年金・雇用保険・保険医療の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限り利用され、就職・転職・出産育児・病気・年金受給・災害等の多くの場面で活用される。そして、マイナンバーを証明する書類としてマイナンバーカード(個人番号カード)が発行される。制度のメリットの1つ目は、市民等の利便性の向上として、年金や福祉などの申請の際の事前準備書類が少なくなる。また、情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できる。2つ目は、行政の効率化として、作業量が少なくなり行政手続が正確で早くなる。そして、被災者台帳などを作成することによって災害時に迅速な行政支援ができる。3つ目は、所得の状況等の把握がより正確になり、適正・公正な課税につながる。また、年金などの未払い・不正受給を解決することができ、それら社会保障において確実

な給付を行うことができる。

問 制度導入スケジュールは。
答 平成27年10月以降、原則として、住民票の住所にマイナンバー通知カードが送付され、同封の個人番号カード交付申請書を返送してもらう。また、交付申請書に記載のQRコードからアクセスできるウェブサイトで申請することも可能である。28年1月以降に個人番号カードの交付通知書が送られてくるので、本人確認書類と通知カードを持って市町村の窓口に来てもらい、マイナンバーカードを交付することになる。

問 制度導入による経費は。
答 平成26年度のシステム改修費総額2,126万7,040円。27年度は、総額1億2,138万2千円を見込んでいる。

問 市民が通知カードを受け取った際にすべきことは。
答 特段すべきことはないが、大切に保管してもらいたい。

問 番号流出による不利益は。
答 政府では個人情報保護のための措置を講じている。制度面では、法律に規定があるものを除いてマイナンバーを含む個人情報の収集、保管の

禁止。第三者機関によりマイナンバーが適切に管理されているかの監視・監督。法律違反した場合の厳罰化。システム面では、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金情報や年金事務所、税情報や税務署というように分散して管理する。行政機関等で情報のやりとりをする際にもマイナンバーを直接使用せず、システムへのアクセス権者の制限、通信する場合にも暗号化を行う。

問 通知カードが届いた際に市への問い合わせが殺到すると思うが、対応は大丈夫か。
答 市民課窓口でのリーフレットの配布、広報、ホームページ、庁舎の電光掲示板等を活用した周知を行うことに加えて、国が開設しているコールセンターや外国人向けの英語案内によるホームページの活用も促す。また、職員配置や臨時職員の採用等も柔軟に対応して、問い合わせなどにも丁寧できめ細やかな対応を心がけ、混乱を招かないよう努めたい。

問 今後、市が自発的に生活保護者の所得調査をするのか。
答 従来と同様の方法で税務

当局に照会をして回答を得る。
問 通知カードの受け取りは拒否できるのか。
答 拒否は可能かと思うが、番号自身は個人に割り当てられている。

問 例えば、児童手当の申請書に番号を書かない場合でも給付はされるのか。
答 具体的なことは、まだわからないが、当然受けられるべき権利を阻害されるなどの不利益は生じないと思う。

問 情報漏れなどのチェックはどうするのか。
答 国では特定個人情報保護委員会が設置されており、本市では個人情報審査会に各業務内容の点検をお願いする。

低投票率を高めること

問 市長選挙等の実施日と前回の市長選挙の投票率は。
答 市長選挙と市議会議員補

欠選挙日程は、平成27年10月18日告示、10月25日投票。立候補予定者説明会は、9月2日に行う。また、23年10月30日に執行された前回の市長選挙の投票率は29.02%であった。

市長選挙等の実施日と前回の市長選挙の投票率は。
答 市長選挙と市議会議員補欠選挙日程は、平成27年10月18日告示、10月25日投票。立候補予定者説明会は、9月2日に行う。また、23年10月30日に執行された前回の市長選挙の投票率は29.02%であった。